

本件事故当時、警戒区域内において造園業を営んでいた申立人が、避難費用、精神的損害、営業損害及び財物損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- | | |
|------------------------------------------------|-----------------|
| (1) 避難費用（避難交通費・通常の範囲を超える増加生活費含む） | 376,000円 |
| (2) 一時立入り費用・家財道具移転費用 | 84,000円 |
| (3) 精神的損害 | 1,790,000円 |
| (4) 検査費用（交通費） | 5,000円 |
| (5) 営業損害 | 5,360,000円 |
| (6) 財物損害（チェーンソー・草刈り機2台、シュレッダー、噴霧器、電気バリカンに係る損害） | 140,000円 |
| (7) 弁護士費用 | 240,000円 |
| | 以上合計金7,995,000円 |

2 期間

上記1（1）及び（2）の損害の期間については、

自 平成23年3月11日 至 平成23年9月30日

上記1（5）の損害の期間については、

自 平成23年3月11日 至 平成24年3月10日

上記1（3）（4）（6）及び（7）の損害の期間については、

自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日 とする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として金7,995,000円の支払義務のあることを認める。

第3 既払い金等の控除について

- 1 申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金の一部として金709,415円を支払済みであることを確認する。なお、申立人は警戒区域内に居住する者であり、平成24年3月分以降についても、第1の損害が相当期間にわたって継続して発生するものと思料されるので、今回、既払い金との精算は行わない。但し、申立人

及び被申立人は、上記既払い金709,415円については、次回以降の和解時に精算方法について協議していくことを予定する。

2 申立人の平成23年6月分乃至9月分のアルバイトによる収入金550,795円については賠償金から控除しないものとする。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項の1(1)(2)(4)(5)(6)(7)に掲げる各損害項目に係る賠償請求に関しては、同項の2の期間に限り、その遅延損害金を含め、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。なお、第1項の1(3)の損害項目については、清算条項を設けないこととする。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年6月7日

(仲介委員長 内田 実、仲介委員 関本隆史、同 飯塚孝徳)